

食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会 第16回会合議事録

1．日時 平成18年2月28日(火) 15:00～16:30

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) 専門委員の紹介

(2) 座長の選出

(3) 専門調査会の運営等について

(4) 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するWG)における審議状況について

(5) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入等について

(6) その他

4．出席者

(専門委員)

唐木座長、秋葉専門委員、小野専門委員、香山専門委員、酒井専門委員、
嶋田専門委員、高木専門委員、津田専門委員、西澤専門委員、深見専門委員、
三浦専門委員、元井専門委員、米山専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、見上委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、吉富課長補佐、秋元係長

5．配布資料

資料1 肥料・飼料等専門調査会 専門委員名簿

資料2 専門委員職務関係資料

資料3 - 1 食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性

物質の重要度のランク付けについて（案）

- 資料 3 - 2 食品安全委員会 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会
（薬剤耐性菌に関するWG）名簿
- 資料 3 - 3 薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について
- 資料 4 - 1 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に
ついて
- 資料 4 - 2 食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応について
（第 120 回食品安全委員会資料）
- 資料 4 - 3 飼料の残留農薬の基準の必要性について
（第 132 回食品安全委員会資料）
- 参考資料 1 国内に流通する主なヒト用抗菌性物質の例

6．議事内容

吉富課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 16 回「肥料・飼料等専門調査会」を開催いたします。本調査会は公開で行います。

なお、昨年 10 月に専門委員の改選が行われましてから最初の専門調査会ですので、座長が決定されますまで、事務局で司会を務めさせていただきたいと思えます。

まず初めに、当委員会の委員長である、寺田から一言御挨拶申し上げます。

寺田委員長 この度は、食品安全委員会の専門委員をお引受けくださいます、どうもありがとうございます。また、本日はお忙しいところおいでくださいます、どうもありがとうございました。

皆様方には、随分前になるんですけども、昨年の 10 月 1 日に、小泉総理大臣より専門委員としての任命が行われたところであります。僭越ですが、私の方から皆様方には、肥料・飼料専門調査会への参加を指名させていただきました。

これまでずっと 2 年半ぐらい、既にこの専門調査会で活躍していただいた方もいらっしゃいますが、この度 4 名の新しい方がこの専門調査会に参加していただくことになりました。何とぞよろしくお願ひしたいと思えます。

皆さんも既に御存知だと思いますが、この委員会は平成 15 年 7 月 1 日に、食品安全基本法を基にしまして発足いたしまして、2 年半、3 年近く経とうとしております。ちょうど今、水平飛行に移ったかなと、ひょっとするとすとんと落ちるような感じもしないこともなく、おたおたとやっておりますが、本当に委員の先生方 7 名の方、あるいは事務局、専

門調査会の方々に支えられて何とか飛行を続けております。

委員会は、毎週木曜日に公開で定例会としてやっております。それから、後から説明があると思いますが、専門調査会も原則公開で、ただ知的財産権とか個人の問題とかというときには、非公開で審査をするということになっております。

食品安全基本法というのは、国民の健康の保護をまず優先的に考えるという食品安全基本法の理念に則ってやっていただくわけであります。

肥料・飼料専門調査会は、植物の栄養、あるいは生理、土壌中の有害物質、畜産、獣医学、毒性、微生物学など、非常に幅の広い分野の専門委員会の方々によって審議されるということになります。食品安全委員会は言うまでもなく、評価を主とするところでありまして、管理の方は農林水産省あるいは厚生労働省にやっていただくということになりますので、管理をする基になりますのは、やはり評価でございますので、大変大事なところでございまして、先ほど言いました7人の委員と専門調査会全部で16でございます。13が添加物だとか専門の分野でありまして、あとの3つは緊急時とか企画とか、リスクコミュニケーション。ここには、マスコミの方とか、一般消費者なども入っていただいております。

この調査会では、肥料中の有害物質の問題とか、あるいは食用動物への抗菌性飼料添加物の使用等、薬剤耐性菌の出現など、国民の関心の高い案件がいろいろございますので、専門の先生方の協力がなかったら、とてもではないですが、この委員会は運営できませんので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

簡単でございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

吉富課長補佐 ありがとうございます。本日は、所用により下位専門委員が御欠席でございます。なお、食品安全委員会から委員が御出席されておりますので、審議の状況によっては御発言いただくこともあるかと思っておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

本日の調査会の議事について御説明申し上げます。お配りしております、議事次第を御参考にしていただければと思います。

議事は、まず(1)専門委員の紹介。

(2)座長の選出。

(3)専門調査会の運営等について。

(4)動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するWG)における審議状況について。

(5) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入等について。

(6) その他。

でございます。

次に、配布資料の確認をいたします。同じく、お手元の議事次第を御確認ください。

資料 1 「肥料・飼料等専門調査会 専門委員名簿」。

資料 2 「専門委員職務関係資料」。

資料 3 - 1 「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて(案)」。

資料 3 - 2 「食品安全委員会 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するWG)名簿」。

資料 3 - 3 「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について」。

資料 4 - 1 「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について」。

資料 4 - 2 が第 120 回の食品安全委員会資料でございますが「食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応について(第 120 回食品安全委員会資料)」。

資料 4 - 3 が、同じく第 132 回の食品安全委員会資料でございますが「飼料の残留農薬の基準の必要性について(第 132 回食品安全委員会資料)」。

参考資料 1 「国内に流通する主なヒト用抗菌性物質の例」。

資料は以上でございます。資料 3 - 1 から 3 - 3 及び参考資料 1 は、動物用医薬品専門調査会とこちらの専門調査会の合同調査会であり、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの審議等に関する資料でございます。

資料 4 につきましては、本年 5 月に導入される予定の食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物のポジティブリスト制度に関する資料になっております。

また、お手元で紙ファイルに資料をとじております。A といたしまして「飼料添加物の評価基準」等々、綴じております。こちらは、これまでの会合で既に配布をし、今後も繰り返し御参照いただくものでございます。落丁等ございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、議題 1 の専門委員の紹介に入らせていただきます。

お手元の資料 1 に基づきまして、昨年 10 月から新たに専門委員になられました先生方 4 名の方も含めまして、すべての専門委員の方を御紹介させていただきます。資料 1 の上からということで、よろしく願いいたします。

まず、秋葉征夫先生。

秋葉専門委員 東北大学の秋葉です。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 小野信一先生。

小野専門委員 農業環境技術研究所の小野でございます。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 香山不二雄先生。

香山専門委員 自治医科大学の香山です。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 唐木英明先生。

唐木専門委員 唐木でございます。3年前までは東京大学にいました。専門は、獣医学、薬理学、トキシコロジーでございます。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 酒井健夫先生。

酒井専門委員 日本大学の酒井です。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 嶋田甚五郎先生。

嶋田専門委員 聖マリアンナ医大の嶋田でございます。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 高木篤也先生。

高木専門委員 国立衛研の高木です。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 津田修治先生。

津田専門委員 岩手大学の津田です。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 西澤直子先生。

西澤専門委員 東京大学農学生命科学研究科の西澤直子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 深見元弘先生。

深見専門委員 宇都宮大学農学部の深見でございます。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 三浦克洋先生。

三浦専門委員 畜産技術協会の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 元井霞子先生。

元井専門委員 農業生物資源研究所の元井でございます。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 米山忠克先生。

米山専門委員 東京大学農学生命科学研究科の米山でございます。よろしくお願いいたします。

吉富課長補佐 なお、本日御欠席でございますが、静岡県立大学の下位香代子先生にも御参加いただいております。

続きまして、議題2に入らせていただきます。資料2をお手元に御用意いただけますで

しょうか。

参考に、資料2の15ページを御覧になっていただきますと「食品安全委員会専門調査会運営規程」がございまして、その第2条の3項の規程に、各調査会には座長を置き、座長は各専門委員の互選により選任するものと定められてございます。

本調査会においても、座長を決定する必要がありますが、どなたか座長をお引受けいただけますでしょうか。

米山先生、お願いします。

米山専門委員 唐木先生を御推薦したいと思います。唐木先生は、第1期の本調査会の座長として、本調査会の立ち上げから2年間適切にリードされまして今日があると思っておりますので、是非、唐木先生にお願いしたいと思います。

吉富課長補佐 ありがとうございます。

嶋田先生、どうぞ。

嶋田専門委員 同意見でございます。先生は、高い見識を持って、非常に情熱を持ってこの食品安全の取組みをなさってきておりましたので、是非、またもう一期お願いしたいと考えます。

吉富課長補佐 ありがとうございます。

ただいま、米山専門委員と嶋田専門委員から、引き続き同専門調査会の座長につきまして、唐木専門委員の御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なしと声あり)

吉富課長補佐 御了承いただいたということで、引き続き、肥料・飼料等専門調査会の座長は唐木専門委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。座長席にお移りいただけますでしょうか。

(座長席へ移動)

唐木座長 改めて唐木でございます。御推薦をいただきましたので、皆様の御協力をいただきまして、座長を務めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

先ほど、寺田委員長から御紹介ありましたが、この約二年半にわたって、専門調査会はいろんなことをやってきましたが、その中心は動物用の飼料の中に入れた抗菌性物質による薬剤耐性菌のリスク評価をどのようにやったらいいのかという基礎的な検討をやってまいりました。今期から、今度は評価の方法を指針を使って実際に評価を始めるということになるだろうと思っております。

もう一つの大きな問題は、これも後から御説明があると思っておりますが、ポジティブリスト

制の導入に伴って、餌の中に残留する農薬とか動物用医薬品とか、あるいは餌の添加物についての検討が始まるということになって、今までよりはだいぶ忙しくなるのではないかと思いますので、先生方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事の3に入らせていただきます。資料2の15ページの「食品安全委員会専門調査会運営規程」の第2条5項の規程に基づきまして「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということになっております。私といたしましては、お隣におられる、酒井専門委員に座長代理をお願いしようと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

唐木座長 ありがとうございます。それでは、酒井先生、よろしく申し上げます。

それでは、このほかの専門調査会の運営について事務局の方から申し上げます。

吉富課長補佐 それでは引き続きまして、資料2を用いまして専門調査会の運営について簡単に御説明いたします。

まず、資料2でございますが、一番最初に目次がありまして、その後のページから始まっております。1～11ページまで、食品安全基本法につきまして、概要を載せております。

12ページからは2といたしまして「専門調査会の調査審議について」の記載がございます。具体的な内容といたしましては、14ページの図を参照していただければと思います。

15ページでございますが、として「食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。こちらの規程に基づきまして、ただいま座長の選出と座長代理の指名をお願いしましたところでございます。

17ページに、各調査会の内容が別表としてございまして、肥料・飼料等専門調査会が一番下の方に記載されております。「肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」が、こちらの調査会の任務となっております。

続きまして、具体的な内容といたしましては、33ページの「食品安全基本法」を御覧になっていただけますでしょうか。36ページに第24条というのが真ん中ほどにございまして、こちらに実際の委員会の意見の聴取について具体的に書かれております。

第24条の内容といたしまして、関係大臣がリスク管理措置を何か実施する際には、当委員会の意見を聴かなければならないと、関係法令が記されてございます。こちらの専門調査会に御審議いただく事項といたしましては、同じく36ページの一号にあります、食品衛生法に関する事、次のページの三号にございます肥料取締法に関する事、五号にござ

います飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に関する事等となっております。

戻りますが、更に第一号において厚生労働省が食品中の飼料添加物の残留基準を設定するなどの場合にも、意見を聴くこととなっております。

これまで、肥料につきましては、普通肥料の公定規格の設定や変更の7案件につきまして、重金属等にフォーカスを当てまして評価をしていただいていたところでございます。

飼料添加物につきましては、2品目につきましてA D Iの設定に関する御審議を経て評価を終了いたしております。

前に戻りまして、18ページを御覧になっていただけますでしょうか。としまして「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

先ほど、委員長の方からもございましたとおり、委員会におけます調査審議は公正・中立に行われていることございまして、それを担保するためにも、利害関係者に関しましては規程を設けさせていただいております。

また、専門調査会で利用いたします資料の作成等に関わられた方につきましては、審議の公正・中立を確保しますために、その旨を予めお申し出いただきまして、直接の評価には関わらないといったこともお願いすることになるかと考えております。それにつきまして、詳しいところについては、18ページの1、2などを御参照していただければと思います。

19ページでございますが、としまして「食品安全委員会の公開について」でございます。

専門調査会は委員会と同様、原則公開としておりますが、座長に御判断いただき、19ページの2にありますような内容に触れる場合については、非公開で行われることがございます。その場合につきましても、議事録は速やかに公開させていただきますので、その旨、予め御了承いただきたいと思っております。

20ページからは、専門調査会の調査審議以外の業務について御紹介しております。

23ページからは、専門委員の服務について記載させていただいております。

専門委員の先生方にも国家公務員法に基づく規程が適用されることとなっておりますので、こちらに記載されている服務の根本基準、法令及び上司に従う義務、争議行為等の禁止等々につきまして適用されますので、予め御承知おきください。

27ページには食品健康影響評価技術研究の概要、29ページには「食品安全総合情報システム」の一部運用開始につきまして、32ページには食品安全委員会事務局組織図がございます。

資料２の「専門委員職務関係資料」に基づく説明は以上でございます。

唐木座長 ありがとうございます。ただいま運営について御説明をいただいたわけですが、何か御質問ございますでしょうか。いきなり膨大な資料で、全部を理解するのはなかなか難しいとは思いますが、この時点で、何かこれは聞いておきたいということがありましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。それでは、次に議事（４）にいきまして「動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するWG）における審議状況について」に移りたいと思います。

このワーキンググループには、この専門調査会から嶋田先生と私の２人が参加をしております。先週、会合がありまして、そのときにお手元の資料３－１にあります「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度ランク付けについて」という資料と、この案に対する関係の学会、あるいは国民の皆様からの御意見についてのワーキンググループの回答案の審議をいたしました。

その内容については、動物用医薬品専門調査会と肥料・飼料等専門調査会に報告をした上で、食品安全委員会に報告をすることというふうにしておりますが、残念ながら今までのところ、まだ学会と国民からの意見等に対するワーキンググループの検討案が完成をしております。検討の最中ということでございますので、本日は審議状況とランク付けの概要を御説明をして、薬剤耐性菌に関するワーキンググループのメンバーや今後の運営について御承認をいただきまして、残った回答案の詳細については次回に報告させていただくということにしたいと思います。

それでは、事務局から審議の状況とランク付けの概要について説明をお願いします。

吉富課長補佐 それでは、資料３－１と参考資料１、紙ファイルに綴じてありますＣ、平成１６年９月３０日の食品安全委員会決定、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針と、後ろにあります４と振っておりますが、平成１５年１２月８日付けで農林水産大臣から食品安全委員会委員長あてにきております、諮問書につきましてお手元に用意してください。

まず、今、御紹介いたしました紙ファイルの４の２枚目と３枚目を御覧になっていただければと思います。２枚目の上に別紙１とございますが、こちらについては家畜の飼料に、いわゆる成長促進、または飼料効率の改善のために、飼料添加物として添加を認められている抗生物質や、合成抗菌剤の一覧でございます。

次のページに別紙２とございますが、こちらは動物用医薬品のうちの、抗菌性飼料添加

物と同じ系統の薬剤の一覧ということになっております。

農林水産大臣からは、これらの抗生物質等を家畜や養殖魚に使用することにより、耐性化した細菌が選択されて、これらが畜産物や水産物を汚染して、その食品の摂食を通じてヒトに感染し、医療に影響を及ぼす懸念があるのではないかと。ヒトの健康に影響を与えないだろうかということにつきまして、評価をしていただきたいという要請がございました。

この要請を受けまして、こちらの調査会と動物用医薬品専門調査会におきまして、合同でワーキンググループを設置いたしまして、一昨年9月に評価のための指針を作成いたしました。

それが同じく紙ファイルのCです。1枚目次のような頭紙がありますが、その後ろに付いておりますCの家畜等への云々とありまして、評価指針となっているものでございます。こちらの4ページの下にございます「食品健康影響評価の進め方」の図がございますが、こちらを御覧いただけますでしょうか。

この図の中に「発生評価」とございますが、発生評価では、畜産現場で薬剤耐性菌、この図ではハザードとしておりますが、これがどの程度選択されるのかを評価をする。

その下の「暴露評価」の場合には、耐性菌にヒトが暴露される経路や程度を評価する。

3つ目の「影響評価」では、ヒトが耐性菌に起因する病気にかかったとき、抗生物質に治療薬としての効果があるのかどうかをそれぞれ評価するということになっております。

そして、総合的にこの薬剤耐性菌がヒトの健康に与えるリスクを推定いたします。

先週行われましたワーキンググループの会合では、この図の中の下にございます「影響評価」を行うために必要な資料でございます、食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて、資料3-1にあります、こちらを作成していただきました。

紙ファイルのCの評価指針の8ページの下にございますが「3 影響評価」としまして、8ページの下から9ページにかけて影響評価で必要とされる科学的情報について記載されておりますが、その中で9ページの中ほどにございます「(2)当該疾病のヒト用抗菌性物質による治療について」に関する基礎資料といたしまして、資料3-1が作られているということでございます。

今度は資料3-1の2ページと書いてあるところが、2枚目の裏側になりますが、こちらを御覧ください。

まず、2ページの上の方に「2.重要度をランク付けるための基準」とございますが、こちらにおきまして、ヒトに用いられている抗菌性物質につきまして、代替薬の有無に主眼

を置きまして、Ⅰ～Ⅲの基準3つを設けております。

更に、この基準を用いまして、実際にヒト用の抗菌性物質をランク付ける際には、当該抗菌性物質の治療対象となる病原菌に対する抗菌活性や、抗菌スペクトル、またこの病原菌にヒトが感染した場合に引き起こされる健康被害の程度、薬剤耐性化のメカニズム等の情報についても総合的に考慮いたしております。

実際のランク付けにつきましては、3 .と書いてございます「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付け」でございまして、ここでは抗菌性物質を構造式や抗菌活性等を基にした系統ごとにとりまとめて記載をしております。

ランクⅠといたしましては、2ページの下半分の方にございますように、カナマイシン系のアルベカシンやフルオロキノロンに属するもの等分類しております。

次の3ページの方に、ランクⅡといたしまして分類しておりますものですが、その中には - ラクタマーゼ阻害薬が配合されたものや、ゲンタマイシンやペニシリン系の広域型等々が分類されておまして、その下にランクⅢといたしまして、オールドキノロンやテトラサイクリンの天然型等々が分類されております。

それぞれランクⅠ～Ⅲの成分につきましては、参考資料1としてお配りしております、裏表印刷の1枚紙がございまして、そちらに例示をしております。御参照いただければと思います。

資料3 - 1の案につきましては、社団法人日本感染症学会、財団法人日本抗生物質学術協議会、社団法人日本化学療法学会等から情報や御意見をいただきまして、またパブリック・コメントとして4週間実施しておまして、その間、国民からも広く情報や御意見をいただいております。

この3 - 1の案が最終案でございまして、現在のところ変更する予定とはなっておりませんが、引き続きワーキンググループにおきましては、国民からの意見等に対する回答を作成していただいているところでございます。

審議状況とランク付けの概要につきましては、以上でございます。

唐木座長 御説明をいただきましたように、資料3 - 1につきましては、内容を見ていただければ、あるいは今の御説明でおわかりのように、非常に専門的な内容でございます。

これは、ヒトの治療に使われる抗菌性物質が、どのくらい治療薬として大事なのかということについての一応のランクを付けたということで、これについては、関連の学、協会の御意見もいただいているということでございます。したがって、これを作るのには大変ワーキンググループの先生方には御苦勞をいただいたのですが、嶋田先生から何か御追加

ございますか。

嶋田専門委員 資料3 - 1の基本的な考え方というのは、動物に抗菌薬を使うことによって、そこに生じた耐性菌がヒトに感染症を起こした場合、その耐性菌が、かけがえのない究極の抗菌薬に対する耐性を生じてしまう可能性があります。そういう状態になりますと、今度はヒトの臨床に選択する薬剤に難渋し、感染症が難治重篤化するということでもありますので、そういった重要な抗菌薬に関しましては、ランクⅠという形で分類させていただきました。

その結果が、資料3 - 1に書いてございます、第Ⅰにランクされるもの。これは、例えばオキサゾリジノンというようなものを、もし今、動物に使われてしまいますと、我々が今、一番困っております、選択薬がこの系統しかない、例えば、バンコマイシン耐性の腸球菌といったようなものの感染症を治すことができないということになりますので、そういった意味でこういった薬がⅠにランク付けという形になっております。根本のところはそういう考え方でランクを付けをさせていただいております。

唐木座長 ありがとうございます。

そういうことで、このランク付けは非常に大事なランク付けではありますが、これですべて決まるわけではなくて、これは耐性菌の評価のための1つの資料であるという位置付けになるだろうと思います。

これにつきまして、何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日は専門委員の改選後、初めての会合でございますので、このワーキンググループの運営とメンバーについて御確認と承認をお願いをしたいと思います。事務局から、運営とメンバーについての説明をお願いします。

吉富課長補佐 それでは、資料3 - 2と3 - 3を併せて御用意していただけますでしょうか。

まず、資料3 - 3にございますが、平成16年1月23日付けで、動物用医薬品専門調査会とこちらの専門調査会の両調査会名で、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方についてということで、運営につきまして取決めてございます。

背景につきましては、先ほど農林水産大臣の方からこちらの委員会に意見を求めてきたことによるものでございますが「1 背景」(1)にございますが、担当としては、この両専門調査会の担当となるところである。しかし、合同で行うには専門委員の人数が多いことから、効率的な調査審議が困難であると考えられるというものでございます。

また(2)で「一方で」といたしまして、この度求められている評価事項というものについては「抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスク」であることから、微生物専門調査会を始めといたしましてほかの調査会に属する専門委員の先生等の参加が必要であると考えられるということが背景でございました。

実際の運営といたしましては、両調査会の合同調査会に、微生物などを専門といたしません委員によるワーキンググループを設置するといたしております。

構成といたしましては、両調査会とほかの専門調査会に属する専門委員から構成することといたしまして、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会委員以外の有識者の参加を求めることとなっております。

実際に、資料3-2がそのワーキンググループのメンバーの名簿となっております、動物用医薬品専門調査会からは、嶋田先生を含めまして5名の先生。嶋田先生には、肥料・飼料等専門調査会と兼務ということで、肥料・飼料専門調査会からは、更に唐木座長に参加していただいております。微生物専門調査会からは、荒川先生を始め4名の先生に入っております。専門調査会委員以外の有識者として、専門参考人といたしまして、群馬大学大学院の池先生に参加をいただいております。

なお、このワーキンググループの評価結果につきましては、これを合同調査会の評価結果とするということになっております。

また、ワーキンググループの検討状況は、適宜、両調査会の専門委員に報告するとなっております。

今、御説明いたしましたのが、このワーキンググループの運営とメンバーについてでございます。なお、このワーキンググループにつきましては、この専門調査会からは、先ほど御説明申し上げましたとおり、唐木先生と嶋田先生をお願いしているところでございますが、継続してお願いしてよいかということが1点お聞きしたいこと。

もう一点といたしましては、原則としてワーキンググループで決定した事項というのが、先ほど資料3-3で一番下に書いておりますが、この専門調査会の決定事項ということで、これまでは御了解いただいていたところでございますが、今後も同様に処理してよいかどうか。専門調査会に適切に報告していただくということとよいかどうかという2点につきまして、御了解いただけるかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

唐木座長 以上のようなことで、薬剤耐性菌の食品健康影響評価については、これまでどおり、ワーキンググループで審議をするということ、まずお認めいただきたいということが第1点。

ワーキンググループのメンバーは、資料3 - 2にありますようなメンバーで、この肥料・飼料等専門調査会からは嶋田先生と私の2人が参加するという点でよろしいかということが第2点。

第3点は、このワーキンググループで決定した事項を、本調査会の決定事項とするということで今までやってまいりました。勿論、その前提としまして、ワーキンググループの審議の内容については、すべてここで御報告をした上で、御意見をいただいた上で、この決定事項にするということで今までやってまいりましたが、そういったやり方を続けてよろしいかということで、3点、皆様の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

唐木座長 ありがとうございます。それでは、今後は具体的に畜産、水産分野で用いられている抗生物質や合成抗菌剤に由来する薬剤耐性菌を評価していくこととなりますが、この専門調査会からは、嶋田先生と私が引き続き担当をするということにさせていただきます。

また、運営方法とかメンバーについても、資料3 - 2、3 - 3のとおりで御了解をいただいたということにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、嶋田先生、これからもひとつよろしく願いいたします。

嶋田専門委員 よろしく願いします。

唐木座長 それでは、次に「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入等について」という事項に移りたいと思います。

昨年の9月に、一度事務局から説明をいただいておりますが、それから大分時間が経ちましたし、制度の導入に当たって、食品安全委員会、厚労省、農水省で作業が進んでいると聞いておりますので、まず現状を事務局から報告をしていただきたいと思います。

國枝評価課長 それでは、資料4 - 1、4 - 2、4 - 3に基づきまして、私の方から全体的話をさせていただきます。今回の資料の専門調査会に関わる分については、担当の補佐から御説明を差し上げたいと思います。

まず、資料4 - 1を御覧いただきたいと思います。今、座長の方から農薬等に関するポジティブリスト制度ということでお話がありましたけれども、農薬等というのは正確に言いますと、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品ということで、以下農薬等と省略させていただきますけれども、食品衛生法の大改正がございまして、この農薬等のポジティブリス

ト制度というのが、今年の5月29日に施行されることとなります。

後ほど御説明いたしますけれども、このポジティブリスト制度の導入に伴いまして、農薬等七百数十品目という化学物質についての評価を行う必要が出てまいります。先ほど多少し御説明いたしましたが、通常リスク管理措置をとる場合には、予め食品安全基本法に基づきまして、食品安全委員会での審議というのが必要になってまいります。量が多くて、制度を導入するまでに、それらについての食品健康影響評価をすることが困難ということで、食品安全基本法の第11条第1項第3号ということで、基本は予め食品健康影響評価を行わなければいけないんですけれども、そういうことがなかなかできないような場合について、例外的に、私どもは「いとまがない場合」と言っているんですが、先にリスク管理措置をとって、それから評価をするという形式をとることができる形になっておりまして、これに基づいて、私どもがこれから食品健康影響評価を行うという形になります。今から御説明しますのは、そのポジティブリスト制度というものがどのようなものかということでございます。

4 - 1の一番後ろのページにカラー刷りのものがございますが、これを御覧いただきたいと思っております。

「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入」ということですが、左側に現行の規制がございまして、現在は、規格基準が定められていないものについては、農薬等が残留していても基本的には流通の規制がないという形になっております。

規格基準が定められたものは、現行の規制で、これは左の囲みに書いてございますけれども、244の農薬、31の動物用医薬品等について残留基準が設定されております。残留基準が設定されたものについては、これを超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止する。私どもはネガティブリスト制度と言っておりますが、これが現行の規制でございます。

右にございますけれども、これが本年の5月29日からポジティブリスト制度という形で導入されるということです。

真ん中のところを見ていただきたいと思っておりますけれども、ここに書いてございますように、一定量、これは0.01 ppmを定めておりますけれども、この一定量を超えて農薬等が残留する食品については、原則流通を禁止する形としております。

しかしながら、左側に書いてございますけれども、残留基準が定められたものということで、実際には758物質を定めることになっておりますけれども、こういったものについては、残留基準を超えた農薬等の残留の食品の流通を禁止するということで、残留基準の中であれば、流通が認められる形となっております。

一番右側になりますけれども「厚生労働大臣が指定する物質」ということで、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして告示されたもの、例えば特定農薬などでございますけれども、これはそもそもポジティブリスト制度の対象外ということで、65物質については残留があっても、別に問題なく流通ができるという形の仕組みでございます。

このようなポジティブリスト制度というものが導入されることにはなりますが、一番最初のページに戻りますけれども、一律基準の設定ということについては、後ほど御説明いたしますが、0.01 ppm というものを定めることとしております。

まず、具体的なケースとしては、外国でのみ使用されているような特殊な農薬などが農作物に残留するような場合とか、あるいは農薬の意図しない飛散等によって基準がない農作物に残留するような場合に、こういったものが実際には輸入だとか、あるいは実際に国内で製造されている場合に、本来適用されている作物以外のものに入る場合に、それが0.01 ppm を超えた場合には、それについては流通ができないという形になっているものでございます。

この一律基準の0.01 ppm というのは、どのような根拠に基づいているかというのは、資料4-2を御覧いただきたいと思えます。

23ページにございます。「1. 一律基準の設定」というのが真ん中辺に書いてございますけれども、この一律基準につきましては、FAO/WHOの専門家会議による香料の評価とか、あるいはFDA、米国医薬食品庁による間接添加物の評価に際し用いられている「許容される暴露量」、あるいはJMPR、あるいはJECFAなどで、これまでに実際評価された農薬とか動物用医薬品の許容される一日摂取量、ADI等を考慮しまして、許容の目安として1.5 µg/day を用いることが妥当であろうということで判断されたものです。

その上で、実際に我が国の国民の食品の摂取量を踏まえまして、一律基準によって規制される農薬等の摂取量が、先ほど申しました目安量である、1.5 µg/day を超えることがないように考慮するというので、この一律基準が0.01 ppm ということによって定められたものでございます。

ちなみに、平成17年1月に、農薬のポジティブリスト制度を導入することとなりました欧州連合でも、一律基準として0.01 ppm が決定されておるところでございます。

以上が一律基準の経緯ということになります。

先ほどの4-1に戻りますけれども、今、御説明しました一律基準ですが、めくって

ただきまして「(2)対象外物質の指定について」ということで、これはそこに書いてございますように、一般に使用されている農薬等及びその物質が化学的に変化して生成した物質のうち、その残留の状態や程度などから見て、農畜水産物にある程度残留していても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかなものということで、65物質が対象外物質となっております。

暫定基準につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、758物質について暫定基準という形で個々に具体的な設定がなされております。

3番としまして、食品安全委員会における対応状況ということでございますけれども、昨年の4月に厚生労働省からポジティブリスト制度の導入に関する説明を受けまして、それについての検討を行った結果として、食品安全基本法の第23項第1項第5号の規定に基づきまして、暫定基準を設定すべき農薬などの再点検、食品健康影響評価の効率的な実施に関する計画の策定などにつきまして、厚生労働大臣に対して意見を述べております。これについては、後ほど御説明をしたいと思います。

これにつきましては、11月29日に厚生労働省が法改正の告示をしたわけでございますけれども、その前に、この意見につきまして厚生労働省より2回にわたりまして説明が行われ、審議が行われております。

現在、食品安全委員会におきましては、農薬専門調査会などの担当する専門調査会、あるいは事務局体制の強化を図るとともに、食品健康影響評価を計画的に実施していくために、評価手順等について厚生労働省あるいは農林水産省と協議を進めておるところでございます。これを踏まえまして、最終的に厚生労働省から残留基準の個々の品目について諮問がされるわけで、これらの品目について食品安全委員会として食品健康影響評価をしまして、それに基づいて、厚生労働省としては、改めて暫定基準について変更する必要がないかどうかということを検討し、残留基準の設定が行われる形となっております。

これまでの経緯としましては、そこに書いてあるとおりでございます。今後は3月を目途にしておりますが、食品安全委員会の方では、実際にこちらの食品安全委員会で評価をするための暫定基準の評価方法の審議をいたしまして、最終的に評価の方法を決め、5月29日にポジティブリストの導入が施行される形になることになっております。

資料4-2を御覧いただきたいと思っております。今、御説明いたしましたように、4月28日に食品安全委員会の方から厚生労働省の方に、全部で6つの意見を述べておりまして、これに対する質問と回答という形で示されたものでございます。御説明を差し上げたいと思っております。

まず、食品安全委員会からの質問の1番目としまして、食品の安全性のさらなる向上を図るために、国際的な評価との整合性を図りつつ、暫定基準を設定すべき物質について再点検すること。

国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等、毒性上の問題を理由に、一日許容摂取量を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除を含め、慎重に検討することということでございます。

これについては、厚生労働省の方から、(1)としまして、再点検を行い、また参考とする国際基準等に関する最新の情報を確認して、暫定基準を設定すべき758の農薬等を確定したということ。

国際リスク機関での一日許容摂取量が設定できないとされた物質に関し、再点検を行い、国内外での登録等の状況を確認し、以下のとおり整理したということです。

としましては、現在、国内で登録等が行われて使用が認められている場合、あるいはリスク評価に関する資料が提供される場合には、優先的に食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を行うことということで、ここに書いている5物質が挙げられております。

としましては、農薬として使用されていないと考えられる場合等については、当該農薬等に暫定基準を設定しないということで、BHC等の農薬等が挙げられております。

それ以外の農薬等については、暫定基準を「不検出」とするというところで、該当するものとしてクマホス等が示されているところでございます。

2番目の食品安全委員会からの意見ということで、優先的にリスク評価を実施すべき物質についての考え方を整理して、リスク評価の効率的な実施に資するためのリスク評価計画を策定して、当委員会の了承を得ることということです。

これについては、優先的にリスク評価を依頼する農薬等ということで、その考え方ということとして4つほど挙げておりますが、1つはJMPR等の国際リスク評価機関でADIを設定できないと評価されたもの。

マーケットバスケット調査の結果、我が国の食生活を通じて、1日当たりの摂取量が比較的多いと推定されるもの。

3番目として、発がん性等の新たに重要な毒性知見が得られたもの。

4番目として、上記に準ずるものといったものについて優先的にリスク評価を行うという考え方が示されております。

次に、暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価の依頼計画というものが、別添1という形で示されておりまして、これは5ページを御覧いただきたいと思います。これが、

実際の依頼計画ということでございまして、1つは食品健康影響評価の区分ということで、先ほど説明したものですけれども、優先評価物質とそれ以外のものに分けております。

2番目として、リスク評価の依頼ということ。これは、先ほど言いましたように、758の農薬等になりますけれども、これらについては平成18年度から5年を目途に、各年約150農薬等についてのリスク評価を行うような形でございます。各年度ごとにリスク評価を依頼する予定の農薬等については、原則としてその年度の開始前までに事務局に提出をするということとなっております。

リスク評価の依頼は、依頼の予定を提出した農薬等について、それぞれの資料の収集ができたものから随時行うということで、758物質の用途別の内訳がそこに記載のとおりでございまして「農薬」516「動物用医薬品」192「飼料添加物」3「農薬及び動物用医薬品」31「動物用医薬品及び飼料添加物」15「農薬及び飼料添加物」1。

これは、厚生労働省の方で整理してございまして、肥料・飼料等専門調査会にお願いする関係のものは、この数値というよりは、今、整理の中ではここに計上されて見えない部分もございまして、私どもが見たときに、約30ぐらいあると考えておりますが、これを具体的には御審議いただくような形になってまいりと思っております。

以上が依頼計画ということでございまして、またもう一度戻らせていただきます。資料4-2です。今、使っている資料です。これの2ページ目に戻っていただきたいと思えます。

次に、食品安全委員会からの意見の3ということになります。「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」物質ということで、これが対象外物質という形で65物質が示されているところですが、これについては、指定される物質ごとにその根拠を明確にすることということで、厚生労働省の方はこれについては、別添2ということで理由を示しております。別添2というのは、8ページ以降でございまして、ここに65物質についての用途、設定根拠、備考という形で書いてございます。

選定根拠で丸印が書いてございますが、これは前の7ページになりますけれども、細かくは省略させていただきますけれども、ここに書いてあるような形の理由で、対象外物質にしたという形となっております。

恐縮ですが、また戻らせていただきまして、3ページ目でございます。今度は試験法の関係でございますけれども、食品安全委員会からの意見4ということですが、暫定基準を設定する物質に係る残留検査が可能となるよう、一部改正法の施行までに、公定検査法を策定すること。また、暫定基準を設定していない物質に係る残留検査については、物質の特

定が難しいことから、輸出国における農薬等の使用状況などの把握に努めることとともに、迅速かつ効率的な検査技術の確立に努めるということです。

(1)ですが、この回答は11月の段階でございますけれども、厚労省としましては、現在までに529の農薬等の分析法の整備をしたということです。

あと、現段階においては、暫定基準を設定したすべての農薬等に関する分析法を改正法の施行までに策定するのは困難な見込みであるが、分析法については告示の公布後も引き続きその策定に努めるとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立について検討するということが回答として挙げられております。

次に、3ページの下の方ですが、意見の5ということで、当該制度の導入が食品の安全性の向上に貢献することについて、国民が理解できるよう積極的なリスクコミュニケーションに努めることということで、それまでのリスクコミュニケーション等の状況というのが、4ページに書いておりまして、それ以降も進められておりまして、当委員会からも参加をさせていただいているところでございます。

4ページ目の食品安全委員会からの意見の6ということで、今後の当該制度の導入に向けた手続の各段階で、食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告をするということです。

これについては、今後も適時報告を行うという形で回答が得られているところでございます。

実際の具体的な暫定基準というのが、11ページ以降の758ですけれども、これがそこに書いてございまして、実際にこれは告示案という形で出ておりますが、そういった形になっているところでございます。

以上がポジティブリストの関係の概略でございます。

資料4-3ということでございますが、詳細は後ほど課長補佐から説明がありますが、今、申しましたように、ポジティブリストが導入されるということになりますが、農産物につきましては、実際の農家の方がルールを守って農薬などを使えば、基準を満たした農産物が生産されるという形になりますが、畜産物につきましては、飼料の中に農薬が不適正に残留しますと、畜産物に関わっている農家の方が一生懸命努力されても、実際にはそれとは関係ない部分で、餌を経由して畜産物に残留をするということで、このものについて、きちんと管理をするということが必要になってくるということで、今回の食品衛生法の改正に伴うポジティブリスト制度導入に関連して、畜産物についてもそれに対応する形の飼料についての残留基準についての設定を図るということで、これもまたこの専門調

査会でいろいろ御審議いただくことになると思いますけれども、これが併せて並行して進む形になっております。

これについても、本来であれば、あらかじめ規格基準を設定する場合には、食品健康影響評価というのをする必要がありますが、これについても、先ほど言いましたが、いとまがないということで、制度が施行されてから評価を依頼するという形式になっております。

以上でございます。

唐木座長 引き続き、今度は飼料の方の関係について説明をお願いします。

吉富課長補佐 それでは、資料4-2と4-3を用いまして、飼料添加物や飼料に焦点を合わせた形で説明をさせていただきます。

まず、資料4-2の方ですが、ただいまほとんど御説明をいただきましたので、簡単にさせていただきます。まず、11ページを御覧になっていただけますでしょうか。

こちらの表で、実際の告示につきましては左のカラムにあります告示案のところを設定されておりますが、この告示案のところにある物質につきまして、乳、卵、食肉の各部位や野菜等における残留基準値が告示されたものには収載されております。

この700以上の物質の中で、飼料添加物に該当するものといしまして、例えば、11ページの真ん中よりちょっと下に44と連番を打っておりまして、告示のナンバーとしては43でございますが、アピラマイシンや、60番といしましてアンプロリウム等。12ページを御覧になっていただきますと、72番から始まっておりますが、97番のエトキシキンや、99番のエトパベート等が該当しております。

続きまして、資料4-3の方を御用意いただけますでしょうか。

先ほど説明がありましたとおり、農林水産省が、厚生労働省が設定する暫定基準値を受けまして、これを遵守するために畜産農家が家畜に与えている飼料中の残留農薬を規制する必要があるということで、飼料中の農薬の残留値を設定したいということでございます。

その概要は、一番最初のページとなりますが、具体的な物質でございますが、最初の方はページを振っていないんですが、5ページからはカラーページが終わりまして、白黒の文章でございますが、そこの辺りからページを振っておりまして、後ろから数えると2枚目なんでございますが、9、10ページの60物質につきまして対象となる飼料ということで、小麦や大麦、トウモロコシ等々の穀物類や乾牧草、配合飼料における基準値をこの表のように定めたいということでございます。この基準値は、農林水産省の省令において定める予定ということでございます。

このように、具体的に数値が表のとおり入っておりますと、もう既に決定事項ではない

かという印象がございますが、農林水産省によりますと、当委員会に食品健康影響評価を要請する予定でございます。その評価結果や食品中の残留基準等から、適切に基準値は変更していくものであるということでございます。

なお、一番最後の10ページの一番下に、カビ毒、アフラトキシンB₁の残留基準値が掲載されておりますが、これは農林水産省によりますと、ポジティブリスト制度とは別に、関係資料が整備された段階で、通常の食品健康影響評価の要請がなされるということでございます。

同じ資料で戻りまして、上から3枚目の「飼料の残留基準値の設定について 1」及びその次のページの2にかけてでございますが、これを用いて御説明させていただきます。

こちらには、農林水産省の基準値の設定の手順の概要が示されております。1の方を御覧になっていただきますと、まず小麦やトウモロコシなどの穀物類につきましては、一番上のポツにございますが、食品衛生法で定めます基準値を準用するということでございます。これを準用して飼料穀物の基準を設定するということでございます。

例といたしまして、アラクロールを挙げてございますが、食用のトウモロコシの中に0.2 ppmという形で、食品で基準値が定められておりますので、飼料のトウモロコシでも0.2 ppmとするということでございます。

乾牧草につきましては、食品ではございませんので、諸外国の基準を参考にいたします。同じ絵の箱の中の右側になりますが、アラクロールの場合は3 ppmと設定をするということでございます。

そして、次にこの値を検証するという流れになります。まず、この基準値を超えてアラクロールを含む飼料などを適切な管理措置を行って流通させないということを前提とするということで、これらの基準値、すなわち流通する飼料が最大含むことができる量というものを含む、実際のワーストケースということになりますけれども、飼料原料につきまして、FAOのマニュアルを参考に、家畜が実際にどの程度摂取するかを算出いたします。

このアラクロールの場合ですと、例えば牛であれば、トウモロコシを25%、乾牧草を75%摂取するというマニュアルに基づきまして、トウモロコシの基準値が0.2 ppmと乾牧草の基準値3 ppmをそれぞれに挿入して、牛の最大の摂取濃度というのが2.3 ppmということになります。

次のページを御覧いただけますでしょうか。2となりますが、算出した一方で、アラクロールを含む飼料を用いまして飼養試験を行います。この図に書かれているケースでございますと、牛には5 ppmを含む飼料を牛に与えるということでございます。この飼料で飼

育いたしました家畜の畜産物、例えば牛であれば牛乳ということになりますが、これを検査いたしまして、畜産物へのアラクロールが移行していないかどうか、蓄積、残留されていないかどうか、また食品の残留基準値を超えていないかどうかということを確認いたします。

例えば、牛の飼料中のアラクロールであれば、最大残留の計算値というのが 2.3 ppm でしたが、飼養試験では 5 ppm 与えていまして、これと比較いたしまして、食品への残留がないと 5 ppm で確認された場合につきましても、より厳しい値の方である 2.3 ppm を採用して、先ほどのとおり、トウモロコシでは 0.2 ppm、乾牧草であれば 3 ppm を基準値とするということでございます。

ポジティブリスト制度の導入に伴いましては、飼料添加物の A D I を設定するため、または飼料中の農薬の残留基準を設定するための調査審議が予定をされております。複数の調査会に係る案件も多いと思われるので、事務局といたしましては、委員会及び専門調査会の各委員の皆様にご相談をしながら、審議については進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

唐木座長 ポジティブリスト制についての説明と、これから我々が評価をしなくてはならない、餌の中の残留基準値の設定についての説明をしていただきましたが、何か御質問ございますでしょうか。

これは資料をそろえるだけでも大変な作業になるだろうと思いますし、これが来たら我々も大変な仕事になると思います。

そうすると、実際に 5 月の二十何日に法律が変わって、それから幾つかの品目については評価の依頼がくるという予定ですね。

吉富課長補佐 その予定になっております。

唐木座長 そういうことで、6 月ぐらいからこの作業が始まるのかもしれませんが、何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

実際に来て、始まってみないと実感がわからないのかもしれませんが。ポジティブリスト制度に限らず、今日の話全体でも結構でございますので、今日の議題はこれだけでございますので、皆様方から自由に何かありましたら御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

米山専門委員 今回の飼料の残留農薬の基準設定の必要性は大変あると思うんですが、現実として、そういう問題は現場で起きているかどうかということについては、何らかの情

報はあるのでしょうか。この基準を設定していく、非常に緊急性が高いとか、あるいは現場で大変問題になっているとかということについてはいかがですか。

唐木座長 少なくとも、食品の中の添加物、残留農薬基準はあちこちできちんと測っていて、ほとんど違反がないということだと思いますが、事務局の方で何か具体的なデータはございますでしょうか。

吉富課長補佐 現在というよりは、今後、食品、例えば畜産物の肉とか卵、牛乳等に、ポジティブリスト制度ですので、ここで全部基準値が定められることになりますので、それを担保するというこのために、飼料の方でも導入をすると聞いております。

農林水産省の方から、今、示していただきましたデータによりますと、穀類や乾牧草で過去に調べました残留農薬について、例えば穀類では六千二百数十件、乾牧草では1万5,000件ほど検査をした中で、資料4-3の一番最後の2枚にあります別添の表のと通りの基準値を当てはめた場合には、仮にでございますが、違反となるものが穀類であれば5件、乾牧草であれば15件でございます。違反ではないけれども、検出をしているというものであれば、穀類は73件、乾牧草は408件ということになります。

唐木座長 米山先生、よろしいでしょうか。具体的に何か健康被害が起こったということではなくて、基準が今あるとしたら、違反があるような状況が多少あったということですね。

どうぞ。

國枝評価課長 実際の作業量の関係のところなんですけれども、先ほど農薬等のポジティブリストで758というのが暫定基準であるんですけれども、それと並行した形でそれを担保するというので、758の中の一部の60物質が飼料の中の暫定基準という形であるんですけれども、これは60と、先ほど言った758のうちの30ぐらいを多分お願いする。それを足してやっていただくという考えよりは、どちらかという60の物については、農薬ということで、別途農薬や動物医薬も含めての専門調査会の方でも評価をします。それについて飼料という立場から、例えば飼料ということになりますと代謝だとか残留とか、そういう形の部分で追加すべきところはないかという形の部分になりますので、元の部分のところは農薬等の専門調査会の方である程度評価される形になりますので、単純に60のものがすべてくるという形ではないのかなと思います。

もう一つは、そういうことで結構表と裏という形になりますので、厚生労働省の方には、先ほど御説明いたしましたように、年度が始まる前に年間の計画を出していただくこととなりますが、その場合には、農林水産省とも協議して、農林水産省の方から資料は提出さ

れますけれども、お互いがうまい具合に調節し合って、できるだけ効率的にいくような形というのを農林水産省、厚生労働省の方にもお願いしているところでございます。

唐木座長 ほかに何か御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

高木専門委員 1つだけ質問ですけれども、飼料の対象が畜産物となっておりますけれども、例えばほかに魚とかの餌とかは含まれると考えていいんですか。

唐木座長 魚の餌ですか。

高木専門委員 はい。

唐木座長 飼料に魚の餌が含まれるかという点は、いかがでしょうか。

秋元係長 今、魚の飼料の御指摘の方がございましたが、農林水産省の考えですと、現在のところ魚の飼料については、今回の基準を設定するような対象とは考えていらっしゃるということですか。

それは理由がございまして、飼料の原料によるんです。魚用の飼料というのは、もともと魚粉を使っている場合が多うございまして、こちらの資料4-2あるいは4-3にございますように、今回は、穀物、そのほかの畜産物についてのポジティブリストの設定になりますので、穀物を原料とした餌、家畜でいうと牛とかが食べますけれども、それらについては設定しましょう。しかしながら、魚粉を中心としたものについては、原料が違うということで、今のところ設定しないでもいいのではないかとというような整理をされているということでございます。

唐木座長 どうぞ。

香山専門委員 飼養試験のところでお伺いしたいんですけれども、牛の場合は乳中の残留を調べるということなんですけれども、それ以外にも霜降りのお肉の部分であるとか、肝臓であるとか腎臓も食用にされておりますけれども、そういう部分とかは調べるのかということ。豚などでもどうかとか、実際に動物実験となると、N数をどのぐらいにするのかとか、牛だととても大変だろうなと思うんですけれども、そういうことを少し教えていただけないでしょうか。

秋元係長 先週の23日に、初めて農林水産省の方からこの資料を用いまして、この件に関する御説明がございました。したがって、私どもも正直なところ、今回の2枚目にあります飼養試験の試験設計の詳細というのは、まだ入手しておりません。今後、農林水産省が5月以降に意見要請をする際に、恐らくこちら辺の詳細についても提出していただけるのではないかと考えております。

唐木座長 今後、その点については調査会として意見を述べるチャンスはあるだろうと
いうことですね。

秋元係長 はい。

唐木座長 ほかに御質問ございますでしょうか。

もしよろしければ、事務局の方からほかに何かございますか。

吉富課長補佐 特にございません。

唐木座長 それでは、予定した議事はこれですべて終了いたしました。そのほかに先
生方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の開催日については、事務局に調整と案内をお願いをすることにします。
それでは、これで本日の肥料・飼料等専門調査会を終了いたします。どうも、御協力あり
がとうございました。